

議案第 56 号

境港市職員の退職手当に関する条例及び境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市職員の退職手当に関する条例及び境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 9 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の退職手当に関する条例及び境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に、「第8条の2第1項」を「第8条の2」に改める。

(境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第22条中「民法」を「民法（明治29年法律第89号）」に改める。

附則第5条第1項の表中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」を「障害厚生年金」に、「障害共済年金又は障害厚生年金」を「障害厚生年金」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」を「遺族厚生年金」に改め、同条第2項の表中「障害共済年金又は障害厚生年金」を「障害厚生年金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金

又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

(参 考)

主 な 内 容

1 被用者年金制度の一元化に伴う整理

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に規定する共済年金が厚生年金保険法に規定する厚生年金に統一されることに伴い、所要の整理を行う。

2 施行期日

平成27年10月 1 日

議案第 57 号

境港市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

境港市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 9 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

（3）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第7条第1項中「の収集等を」を「を収集し、又は保管」に改め、同条第2項中「個人情報の収集等を」を「個人情報（特定個人情報を除く。）を収集し、又は保管」に改め、同条に次の1項を加える。

3 実施機関は、番号法第19条各号（第7号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

第9条の見出し中「目的外利用等」を「個人情報の利用及び提供」に改め、同条第1項中「個人情報」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」に、「提供（以下「目的外利用等」という。）」を「提供」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）個人情報を利用することが実施機関の所掌する事務の遂行に必要であり、かつ、欠くことができないものであって、当該利用により当該本人又は本人以外の者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合において、当該個人情報を当該実施機関で収集した以外の目的のために利用し、又は他の実施機関に提供するとき。

第9条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用及び提供の制限）

第9条の2 実施機関は、特定個人情報をその収集した目的以外の目的のために利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関の保有する特定個人情報を利用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、その収集した目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報をその収集した目的以外の目的のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、番号法第19条各号（第7号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第11条第1項中「しなければならない。」を「し、当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」に改め、同条第2項中「受託者」を「受託者（受託業務の再委託を受けた者を含む。）」に、「当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）」を「受託業務」に、「講じなければならない。」を「講ずるとともに、受託業務の再委託をするときは、あらかじめ実施機関の許諾を得なければならない。」に改め、同条第4項中「、第2項中「当該委託を受けた業務」を「、「当該委託を受けた業務」に、「、第3項中」を「、前3項中」に、「、「受託業務」」を「、第2項及び前項中「受託業務」」に改める。

第12条第2項中「開示請求」を「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）」に、「代理人により」を「本人に代わって開示請求（特定個人情報に係るものを除く。）を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 代理人は、本人に代わって特定個人情報に係る開示請求をすることができる。

第14条第5号中「未成年者の法定代理人」を「代理人」に、「当該未成年者に係る自己情報であって」を「場合において」に、「当該未成年者の利益」を「当該開示請求に係る本人の権利利益」に改める。

第19条中「抹消」を「削除」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

（利用の停止等の請求）

第20条 自己情報について次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、当該本人は実施機関に対し、当該自己情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

- （1）第7条及び第8条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- （2）第9条又は第9条の2の規定に違反して利用されているとき。
- （3）番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

（提供の停止の請求）

第21条 自己情報について第9条又は第9条の2の規定に違反して提供されていると認めるとき、当該本人は実施機関に対し、当該自己情報の提供の停止を請求することができる。

第22条第1項中「削除」を「利用の停止若しくは消去」に、「目的外利用等の中止」を「提供の停止」に改め、同条第2項中「第12条第2項」を「第12項第2項及び第3項」に改める。

第25条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、速やかに、当該自己情報の提供先への通知その他必要な措

置をとらなければならない。

第26条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第32条第2項中「開示又は訂正等」を「開示」に、「あるとき」を「ある場合における当該自己情報（特定個人情報を除く。）の開示について」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 他の法令等に自己情報の訂正等の請求に関する規定がある場合における当該自己情報の訂正等については、当該他の法令等の定めるところによる。

第2条 境港市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第7条第3項中「第19条各号（第7号を除く。）」を「第19条各号」に改める。

第9条の2第3項中「特定個人情報を利用」を「特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用」に改め、同条第4項中「第19条各号（第7号を除く。）」を「第19条各号」に改める。

第20条中「自己情報について」を「自己情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。）について」に改める。

第25条第2項中「提供先」を「提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 番号法の施行に伴う所要の整備

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）及び情報提供等記録（国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して照会又は提供を行った記録）の取扱い等について新たに規定する。

2 個人情報の利用及び提供の範囲の拡大（第9条関係）

個人情報を利用することが実施機関の事務の遂行に必要であり、かつ、欠くことができないものであって、当該利用により本人等の権利利益を不当に害するおそれがない場合、当該実施機関が収集した以外の目的のために利用し、又は他の実施機関に提供することができるようにする。

3 施行期日

平成27年10月5日。ただし、1のうち情報提供等記録に関する部分は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日。

議案第 58 号

境港市手数料条例の一部を改正する条例制定について

境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 9 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第36号を第37号とし、第16号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

（16）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外への転出により返納した場合の再交付を除く。） 1枚につき 500円

第2条 境港市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第14号の次に次の1号を加える。

（15）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外への転出により返納した場合の再交付を除く。） 1枚につき 800円

第2条第16号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）」を「番号法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年12月31日までの間に申請のあった第2条の規定による改正前の境港市手数料条例第2条第11号に規定する住民基本台帳カードの交付又は再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 通知カードに係る手数料の設定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に規定する通知カードの再交付に係る手数料として500円を徴収する。

2 個人番号カードに係る手数料の設定及び住民基本台帳カードに係る手数料の削除

番号法に規定する個人番号カードの再交付に係る手数料として800円を徴収するとともに、個人番号カードの新設に伴い、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳カードの新規交付及び再交付は終了することから、住民基本台帳カードに係る手数料を削除する。

3 施行期日

1 については、平成27年10月 5 日

2 については、平成28年 1 月 1 日

議案第 59 号

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 9 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第116条の2第1項」を「第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項」に、「同項」を「これらの条項」に、「第55条第1項」を「第55条第1項又は第2項」に改め、同項第2号中「第116条の2第1項又は第2項」を「第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項」に改める。

別表第6号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第6号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市特別医療費助成条例別表第6号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 受給者の特例の整理（第2条関係）

特別医療費受給者の特例として引用している国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律における被保険者の特例に関する条項を整理する。

2 子どもに係る特別医療費助成の受給対象を拡充（別表関係）

[現 行] 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

[改正後] 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

3 施行期日

1については、公布の日

2については、平成28年4月1日